

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は重要なものと認識しておりました。業務処理等
についても、本音通りの指示があり仕事として来ています。
このような誤った問題が生じることは認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

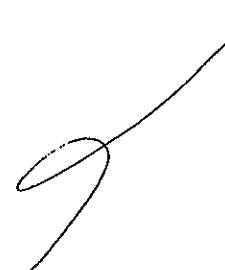
(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原発事故による被災地への支援活動や、被災地での復興支援等が挙げられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は記録の始まり記録は終了と減る事がある見
化中止してある。行直をもたらすが何よりそれが安全な
その整合性が心配です。このようにです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録が、不一致と申し出ている人については、職歴を提出して貰い調査するしかないのではないか。
特に複数の被保険者証・年金手帳を払い出している人や生年月日等を偽って加入している場合は特に注意して調べるしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、年金支給の申請時点で整理出来ると
考えていた。
年金記録の問題は、5千万件の問題が出た時。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金支給申請時点で年金記録の整理は対応出来ると考えていた。
反省点は、基礎年金番号導入の際に事前準備や P R 不足、重複
加入の整理が徹底的に行われなかったこと。
国民年金については、住民を一番良く知っている市町村の事務
を外したこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input checked="" type="checkbox"/>	地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されていなかった問題以外に詳しい認識していねえ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 国民年金等を対応する年金制度等の利害
2. 民営化 政府
省立労働省「VII. ふくの質疑の答申には、見もの／政府厚生省保険課は「街会けんぽ」と書くのか。それともくわくが、影響は大きい。
強制適用、個人負担を強化即ちの原義は8.9割が不払精算をされがちとのれども、8.9割もいわれると、本音的には、医療機関に付加して、医療費込みの手数料もかかるので、(寄付金の内訳)
寄付金の内訳よりも大きいと思われる。
民営化のせいではないから、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和24年県保険課就職。2年ほどの経過後、年金記録の誤記判明。返信。以後、年金記録の流れが未だに改善されず。数年後、元年金課長。當時の課長も直接年金課長で、N.O.I.の年金適用。當時、(内閣)成田がん、成田を除いては、社会保険課では可能でない記録問題は、その後、新規課、(新)主計課へ引受けられたが、元に導き、内閣は該部にて、該課にて。以後、年金課長、新規課長、成田がん。新規課長は監視取扱い。新規課長は着手する。但し、年金課長は年金課長と並んで、新規課長は改めて年金課長である。誰もひどい事はござりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

社会保険バッセイ。その後、一回とて自身のせいで誤記判明。年金記録の大きな誤記判明。年金記録の修正は一切無視。該課で、ニキシの新規課長は無視。一方から該課長が少くない。結果として、国民の年金に対する不信任感が高まれば、それが大きい。
記録問題のうち、年金記録の誤記判明。経済部が新規課長を採用する。其の結果が誤記判明問題。問題は、新規課長が新規課長を採用する。以上。

ご協力、ありがとうございました。

民主党 年金改革案とマニュフェストの課題

20.7.23

民主党の年金改革案については、「年金一元化について」その課題について先に述べましたが、今回は、統一して基礎年金の全額税方式について述べたい。

税方式を主張するグループ

1. 自民党議員100人が参加する議員連「年金制度を抜本的に考える会」

会長 野田 毅元自治相

2. 麻生太郎 元幹事長、塩川正十郎 元財務相らもそれぞれ独自の税方式を提案している。

3. 日本経団連

4. 民主党

5. 連合

5つの団体があるが、考えていることは同床異夢である。

いわく、国民年金は破綻しており、未納問題も税方式で解決できる。という主張が主である。

審議機関 経済財政諮問会議

社会保障国民会議

これら会議の経済界や経済界寄りの学者、メディアの主張

日本の年金は世界的に高い、公的年金は基礎年金に限り、二階部分の報酬比例部分は民間保険に任すべきだ。(別紙 新聞記事参照)

医療は混合診療も全面解禁し、人々の生活を市場にさらした「小さな政府」を実現したいと夢みている。

民主党、連合の主張

問題の本質を判っていない。

1. 税方式は3つの案があるが、最低11兆円、消費税にして5%を要する。

基礎年金の保険料を払う必要は無くなるが、消費税による家計負担が増え、ほぼすべての家庭で負担増となることが厚生労働省の試算で判った。(4月19日社会保障国民会議で発表)

2. 一方、企業は基礎年金部分で約4兆円の事業主負担を免れる。

10年で40兆円が財界から、庶民の肩へ移し変えられる。国税収入の1年分が生活苦の一般消費者にかかる。

3. 現に年金を受給していて、保険料を何十年も払い終わった人に、また、保険料(消費税に名を付けて)を死ぬまで払わせる。

以上3点の理解が欠落している。

年金改革は白地に繪を書くことではありません。北欧を2, 3人で調査して、スエーデンをみて、これが良いと持ち帰り全く、そのままの案を発表したので、木に竹を接ごうとしたことが混乱の始まりである。

読売新聞、朝日新聞

いずれも、税でなく社会保険方式を堅持した改革案を提言している

日本経済新聞

消費税による税方式を主張

世論調査

17年11月読売新聞全国世論調査では、社会保険方式を維持すべきが68%、税方式を支持するものは26%であった。

厚生労働省

平成20年5月19日社会保障国民会議に税方式を導入した場合の、消費税率などを計算し財政試算を発表した。

基礎年金の財源を全額税方式を実行するには、3案あるが、最低でも11兆円、最大で35兆円必要で消費税換算で4.5%～13%になる。

しかし、基礎年金の保険料を払う必要がなくなるが、消費税による家計負担が増え、ほぼ、すべての家庭で負担増となることが判った。

更に、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税による負担が他の世代に比べてより重くなってしまう。これは、現役世代が負担している保険料が無くなるに比し、高齢者はその見返りがないためである。

一方、企業は基礎年金の事業主負担が無くなり、約4兆円の負担減となる。

イギリス、フランス、イタリア、スエーデンは被用者より事業主負担を高くして、労働者の負担を軽くしているのに、事業主負担を消費税に肩代わりさせようという魂胆はアメリカ式の経営者側の企みである。

社会保障国民会議メンバー

社会保障論

両教授の意見

全額税方式のどこがいけないのか？ 一つは税方式にすれば、今後予定される医療、介護に消費税を回せなくなり、崩壊がすすむ医療や介護を捨てることになる。

経済界などは、公的医療、介護を崩壊させ、市場開放させること自体が目的なのだろう。

医療、介護関係者は彼らがリードする年金論議に真正面から戦いを挑むべきだ。

朝日、読売新聞の社説はいずれも、税の投入は年金より、医療、介護を優先させるべきという意見である。

厚生労働省、財務省いずれも同意見である。

未納無年金問題に対する両教授の意見

年金破綻論のウソを国民に知らせることが重要だ。

税方式派は年金が破綻しているかのように言うがそんな事はない。

未納者34%で3人に1人が滞納しているというが、全体の加入者7490万人の中の1号被保険者（自営業の方）2190万人の中の一部の未納者の未納率であり、全体の収納率は95%、で未納者は5%であり、年金は払った人にのみ支払うもので財政破綻の指摘は当たらない。

今回の試算は、税方式の様々な困難を塗ませる結果となった。

このため、6月3日の社会保障国民会議では、「未納問題の解決は税方式のメリットとして挙げない」と明記。その理由として「未納問題は少なくとも公的年金の財政的持続可能性に殆ど影響を与えない」と説明した。

さらに、「未納問題が原因で現行制度が破綻するという議論は正しくないし、現行制度が財政的に破綻することを前提に年金制度の改革を議論することも正しい態度とはいえない。」と強調した。

従って、未納問題と年金破綻を論拠とする5団体の税方式の主張は、
教授により論破された。

厚生労働省の社会保障国民会議に示された資料は、検討に資するための年金に関する定量的シミュレーションで

1. 年金の将来の保険料負担や固庫負担の財源規模の試算
2. 現行制度と税方式案がそれぞれ家計、企業にあたえる影響を示した試算
3. 基礎年金を取り巻く様々な提案等に関連する試算（3案が提案された）

A4 76ページでインターネットで見られる。

自民党議員は 厚生官僚がつくったものだからダメだと、言うならば、財政的試算の数字、グラフでのシミュレーションなのだから理論（数字）で反論したらいかがですか？

まとめ

1. 3470万人の年金受給者や、これから、年金を待ち望んでいる、現役の方々にとって、30年、40年と保険料を積んできたのに、政権が変わって新しい制度を作ったからと、再び新制度に参加して保険料に相当する消費税を死ぬまで支払うのは、保険料の二重払いで容易に納得できないと思われます。

基礎年金に所得制限を設けるのも（民主党案 600～1000万円）現役時代に高額の保険料を払いつづけたのに、引退後に所得制限によって、年額24万円～80万円

先の衆院へハイ列車運行反対議員に提言(ひよん)

の減額をうけるのは、受給者にとっては、既得権の侵害であり、これから受給者となる方々にとっては期待権の侵害となりませんか？

民間でも、企業再編、M&Aの際、退職金制度の統合の時不利益を受ける側の既得権と期待権の侵害となり提訴もあります。

この際、提訴に至らずとも、

- (1) ある年齢以上の従業員（たとえば、55歳以上）には旧制度をそのまま適用する。
- (2) 変更時点で既得権見合いの給付を保証する。

以上のような方法を採用する企業が多いそうです。

年金制度改革は、白地に絵を描くものではない。現に年金を受給している人にその継続を保障しつつ、これまでの納付実績と整合性のとれる制度に導く必要がある。

2、基礎年金は現行の三分の一に国庫負担がありますが、これを二分の一に引き上げることに決まっています。

二分の一は国民が所得制限なしに、納得できるギリギリの線ではないでしょうか。

三分の一が適当だと思いますが。

初秋の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

民主党の雪崩のごとき大勝まことにおめでとうございました。

私は社会保険庁の地方組織の県保険に奉職し35年間、健保、年金業務に従事したOBです。

昨今の社会保険庁のバッシングにより、現役、OBともに肩身の狭い思いをいたしております。

私は、若い時は社会党支持でしたが、長じて、豈かとは言えないが国民の8割が中堅層と自覚している社会に納得し、心情的に自民党を支持していました。

しかし、小泉、竹中改革以後、新自由主義の旗のもと、終身雇用を恩玉扱い、雇用を民营化し人を荷物扱いし、中堅層が砂時計状に音を立てて崩れています。

自殺は自動車事故の6倍で30代の若者が多く、殺人は親族間が半数近くで警察庁も驚いている。

このような社会にしたのは自民党で当然の帰結と存じます。

このため、矢内さんに誘われ水島先生の時から、民主党に改宗したものです。

私は民主党を信頼していますが、先の参議院の選挙の勝利は年金が大きな要因と思いますが、実は、これからの中夏の参議院選挙、4年後の衆議院選挙で、民主党の年金改革が大きな争点となり、長妻議員は元記者で攻めには強いが守りはどうでしょうか？

年金改革案を集中攻撃されると、攻守所を変え立ち往生されるような気がいたします

今から4年前、民主党が初めて年金改革案を出した時、早速インターネットで検索し纏めてみたのが「年金一元化について」資料Aでした。以下資料B、C、...、です。

今、国民の政治に対するアンケートの一番は政権交代でしたがそれまでは、つねに年金でした、公的年金の加入者は7050万人、受給者は3740万人、高齢者世帯の収入のうち79パーセントが年金で占められ、年金のみの世帯が半数ののぼっているのをみれば当然と存じます。

21年5月フジTV報道ステーションで、消費税方式による基礎年金は、年金受給者に見返りのない2重負担を強いるが？の質問に、岡田幹事長は、今の中高齢者の皆さんは将来受ける若者の年金より、高い年金を受けているので我慢してもらう。自民党の100人も賛成している。と言われました。

9月3日大勝利後のTVで長妻議員は、公明党の事業主負担4兆円の消費税による庶民への肩代わりについての追及に、苦し紛れに事業主負担はないと言ったが

このような回答で国会を乗り切れるでしょうか？

私は、民主党を非難していますが、なぜ民主党を支持すのでしょうか、もとの職場をバッシングされた怒りも当初ありました、それでも自民党による惨状より民主党のほうがよいと思うからです。

私は、公務員の共済年金と厚生年金10年の年金を受給しており、社団法人 全国年金受給者団体連合会に加入しています。

会は、会員の福祉活動の外、年金制度への提言もしております。

会では、基礎年金の全額税方式が年金受給者に消費税による2重払いが死亡するまで

統く不合理、及び所得制限の既得権、期待権への侵害を察知しており、会員保護の観点からも問題であり時期をみて、新聞1面広告も視野に入れていると思われます。

私は楽觀しています。それは民主党案は実現に多大な危惧を持つからです。

民主党案は案で、固執せず審議機関にまかせて纏めさせることです。

過ちを正すに憚ることなかれです。

失礼なことを長々と書きましたが、民主党に期待するからであります。

時節柄、ご自愛専一にご活躍をお願い申しあげます。

平成21年9月

及之若 国会議員

基礎年金の全額税方式について、皆さんどう思われますか？

平成21年3月6日

財界、自民党の一部、民主党、連合が主張する年金は実現すると、次ぎのような実生活上の変化がおきます。

1. 3760万といわれる保険料を完納した高齢受給者は、法改正の日から、再び新たな制度に加入することになり、消費税の負担がかかる。

これは、明らかな保険料（消費税に名を変えた）の二重取りであります。

これは、年金受給者のみではありません。

現在、厚生年金、共済年金に加入し、これから年金に期待している10年、20年30年と保険料を納めている皆さんも年金受給に達すると、再び新しい年金制度に加入して見返りのない保険料（消費税）を死ぬまで負担しなければなりません。

3. サラリーマンの負担は確実に増えます。保険料が減額される分を消費税が大幅にうわまわるために、厚生労働省のシミュレーションでも明らかで、その額は月数千円から2万円を越す。

年金受給者は保険料が無くなる見返りがないため最も被害が大きい。

4. 経営者は保険料の事業主負担が消費税に肩代わりされるため、約4兆円の負担を免れる。

5. Aさんは、67歳、厚生年金の老齢年金の平均年金額216万円を受給していました。

隣に住むBさんは、夫婦とも65歳を超えていますが、暮らしの困っていましたが、国民年金を払ったことはありませんでした。

年金改革と称する法改正が国会で成立し、Bさん夫婦はひとり月額66,000円、ふたり併せ132,000円、年額にして1,584,000円の年金が受けられることになりました。

これは、Aさんの年金の73%となります。Aさんは34年も厚生年金保険料を払っているのです。

これをAさんは納得するでしょうか？

Bさんには払う必要がない、とするとBさんは1円も年金を受けられないが消費税が課税される、皆さん、どう考えますか？

民主党の考えはこうです。（鳩山幹事長TV談）40年かけて公平を保つ考え方です。

A、Bさん間の不公平を解消しようとを考えているのは、40年をかけて段々に慣らしていくということです。

最初Bさんに月額1,650円の年金（年額19,800円）40年後に月額66,000円（年額792,000円）を支払う構想です。

つまり、 $1,650\text{円} \times 40\text{年} = 66,000\text{円}$ です。

Bさんは1年ごとに1,650円の年金はふえていきますが、12年後の平均余命の79歳で月1980円の年金です。

財界は無年金者の解消を目的というが、消費税を払うばかりで無年金者の解消にはならない。

まとめ

なぜ、年金を改訂する必要があるのでしょうか？

財界の巧妙な戦略なのです。

日本の年金は世界的に高い。公的年金は基礎年金に限り、2階部分の報酬比例部分は民間保険401Kに任せるべきだ。

年金破綻をあおり、この機会に基礎年金を消費税の肩代わりさせて事業主負担を免れようという財界の戦略です。

医療も混合診療を解禁し人々の生活を市場に晒し、小さな政府を実現。

郵貯の民営化も同様です。

年金は破綻していません、「国民年金は3人に1人が納めていない」という間違った宣伝がされていますが、国民年金加入者7590万人の中の1号被保険者(自営業、農業等)2,190万人の中の収入が低い保険料を免除されている人を更に除いた1,690万人の3人に一人で滞納者は4.6%である。つまり、3人に1人ではなく、百人のうち、せいぜい5人が未納なのです。残る95%の厚生年金、共済年金は基礎年金部分を100%払っているのです。

保険料を払っていないひとには支給されませんので財政上は影響を受けません。

この年金破綻論を宣伝して、基礎年金の消費税移行を画策する財界の企みに乗る、民主党、さらに労働者の権利を擁護すべき連合までがこれに迎合することは、容易に納得できるものではありません。

このように、虚構を作り出し政策を曲げようという動きは、派遣法の改悪の時と似ていると思います。

働く人の多様化などという財界の意見に惑わされ共産党を除く政党が賛成したのです。

年金も医療も郵貯も全部に 小泉規制改革を自分の利権にした男の存在が浮かんできたのが最近です。

派遣社員の問題も、経済界の要求を受け入れ、今日の惨状を生み、OECD中アメリカとならんで格差の最も酷い国にされた。

労働基準法第6条 中間掉取の排除 何人も業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。(企業が派遣会社に支払う金額と労働者に支払う賃金との間の利益となり、低賃金の原因となっている。)

労働基準法の立派な法の趣旨に立ち返り政治家は判りやすく説明すべきである。

平成21年3月7日

年金一元化について

平成17年6月

国民が国会に期待したのは安心できる年金制度の議論だったはずでした。生活に密着した重要法案が対決と混乱に終始したことは誠に失望しました。

1日も早く3党合意に従って政策論争に転じていただきたい。

民主党の年金一元化案(以下案という)について、インターネットでコピーして調べてみました。

世情、年金一元化はすべて解決するような期待がありますが、これだけの問題があります。

自営業者に対する所得比例年金の問題点

保険料について

先ず、案では第五条「公的年金制度は、すべての国民が加入する单一の制度とする」とあります。当然、保険料率も单一です。

自営業は年間所得500万円を例に取りますと、税率13.58%(厚生年金の民主党案)で月額にして税額56,500円となります。

実に現行の13,300円の4.2倍であり、所得700万円の方は月額79,200円で現行の5.9倍になります。最高は8倍になります。果たしてこのような大増税が受け入れられるのでしょうか?

なぜ、このような事になるのでしょうか。サラリーマンのように事業主負担(労使折半)という仕組みがなく全額負担となるためです。

なお、案によれば「被保険者は日本国に住所を有する20歳以上のすべての者」とあり年金支給開始を過ぎても死ぬまで保険料を払い続けるのです。

更に保険料を免除されている1000万人といわれる専業主婦に保険料を納めてもらえるのか?という大問題もあります。

年金目的消費税について

一元化では、低所得者には最低保障年金を支給することになっています。この財源は、3%程度の消費税をもってあてるとあります。保険料を払ってなくとも年金を貰えるのです。

現在、年金未加入者、未納者のなかには、滞納整理員にたいして、いざとなったら生活保護でと言うそうです。

現在、年金受給している3400万入の方々は30年、40年と掛け金をし營々と自助努力をしてきたのです。

年金額は厚生年金で平均月18万円です。これから固定資産税、国保税、住民税等を引かれるギリギリの生活です。

保険料を払わなくともかまわないという自助努力をしない人に月70,000円(岡田代表談)の年金を支払おうとしています。

月7万円の年金は年84万円で夫婦ですと168万円になり、厚生年金受給者平均216万円の7割を超える数字ですが、これに消費税を当てることは容易に納得できるで

しょうか？

これでは、国民年金の未納者は際限なく増加していくでしょう。

もう一つの消費税

民主党は国民年金部分の基礎年金部分をすべて消費税にすることにしています。この基礎年金部分の半分は現在、国の財源で負担することになっています。残りの半分を消費税にしようとしています。

現行の消費税	低所得者分の消費税	基礎年金部分の消費税	合計
5%	+	3%	= 13.5%

少なからず、現行の5%を除いた8.5%は3400万人年金受給者や、主もなく年金受給者になる方々にとっては、管轄と30年、40年と保険料を積んできたのに、政権が交換で新しい制度になったからと、再び新制度に参加して支払わなければならないのは、保険料負担の二重払いが容易に納得できないと思われます。

現在、3400万人の年金受給者が存在し、年四十七兆円が支払われていますが、この額は国債を除く平成十七年度の国家予算に相当します。

今まで、年金制度の無い国で、白地に絵を描くのは簡単ですが、我が国のように60年以上の旧制度を切り替えて、他国の制度を参考に取り入れ木に竹をつなぐようなことを行うと無理が出来きます。

年金積立金について

一元化案では厚生年金保険等の保険料水準は、現行の13.5%で固定して、給付水準は現役時代の50%を確保するとありますが、これは誰が考えても絵空事になります。

このため、案では第11条4で年金積立金147兆円を2050年までに使い切り保険料の不足分にあて50%以上の給付を賄おうとしています。

2050年時点では1人のお年寄りを若者1人で支える時代で、一人っ子同士が4人の親を支える形が珍しくない時代です。

2050年といえば今の20歳以下の人が年金受給世代に入りますが、将来若い人们に大きな負担を強いることは明らかです。

民主党はよく「世代間の公平を」を叫びますが、一時の人気とりのため保険料をあげず貴重な将来の財源を使いきる姿勢は政権交代を目指す公党とは思えません。

事務組織について

いつぞや、サラリーマンにも源泉徴収をやめて、確定申告をという機運でのた時期があり新聞等で報じられました。その際ガラス張りのサラリーマンでも10万人の税務職員が必要という記事を見ました。

零細な商店、主婦（国民年金3号被保険者約1,000万人も含まれる）、学生まで

含めた自営者に対して、一体何人の税務職員が必要でしょうか？

なお、納税者番号制度を実施すれば所得の把握が万能のように言われますが、金融、利子等の把握には有効ですが万能ではありません。

もう一つあります、一元化案では、最低保障年金（低所得者の生活保護）と高額所得者には年金を減額するか、又は支給しないとしています。

これも、裁定にあたってミーンズテスト（資産調査）が必要となります。

次に、社会保険庁から徴収部門を切り離し、税務署に移管する見直しをします。

事業所に所属し一括し適用しているサラリーマンなら知らず、自営業、主婦、学生まで含めた何千万の人々の所得を税務署は1人1人調べなければなりません。

おそらくあと最低10万人程度の職員が必要になるでしょう。

厚生省は、国民年金創設時の1961年に将来の姿としては「所得に応じて保険料を負担するのが望ましい」と国会答弁で繰り返し答弁しています。

しかし、その場合、自営業等の所得の正確な把握が条件となり、当時クロヨンといわれ「会社員9割、自営業6割、農家4割」といわれた捕捉率が解消できるめどがたたなかつたため「国税庁をもう一つ作る程度の、非常に大きい構えで臨まないと成り立ちにくい」（ ）としてやむ得ず定額保険料を採用したものです。

これら所得の捕捉問題について、昨年、前枝野政調会長はTV討論会で所得を低くとどければ年金もひくくなるのだからと発言しましたがこれは問題です。制度をつくる前から不正な届けを容認するとはひどい話です。

これでは、他の厚生年金、共済年金等と一緒にして公正な事業ができるのでしょうか？

さらに、年金受給申請にあたってはすべての書類を税務署に回して所得を調査し、更に市町村にて固定資産等の審査して社会保険事務所に戻して年金を裁定するのでしょうか？

高額所得者には年金を支給しないとする民主党案は厚生年金にも適用するのでしょうか？もし、支給しないとすれば年間百万円を超えるような保険料を死亡するまで払わせるのは、ただ取りになり、保険制度と言えるでしょうか？

民主党は、厚生年金制度をどうしようとしているのか今一つ見えません。制度はそのままに保険料の事業主に折半負担を期待して、残そうとみえますが、高額所得者になると思われる人は将来支給されないので30年、40年と毎月保険料を払い続けられますでしょうか？

ここが公的扶助と社会保険の根本的な違いで、一元化はできません。

民主党は高額所得の線引きを1000万円にするか、700万円に抑えるか、政調会で検討しているといわれるが、もっとできるかできないか根本的なことを検討すべきではないでしょうか。

厚生年金は別で減額または不支給とすることはしないとすれば、一元化はできません。

民主党の一元化案はスエーデン方式を基にしたものですが、北欧3国は九州の面積に

元職員

23日朝刊を読みました。休日も出勤して山のような仕事を取り組んでいる現職を見かねて手伝う〇Bもあります。

今回の八億五千万枚は、昭和一七年、昭和六年の四年間の紙台帳です。ハガキの厚さ〇・23mmとしますと195キロ、富士山の51倍の厚さ横倒しますと東京～静岡を20キロ超えます。

1カ所に所蔵され〇Bが処理できる数ではありませんので申し訳ありません。今、社会保険事務所では、宙に浮いた年金の問い合わせ、五千万件、受給者、現役併せて1億三千万件の発送の回答の処理がハガキでなく封書のため厚さ九十畳の回答書を受けています。これに加えて連日の相談の殺到です。更に、十月一日から、全国健康保険協会に全国の社会保険事務所から約二千人が各県都の建物の一部に移転します。相談業務も年金職員と協力して行っていたのが別組織に引き抜かれると戦力の低下が心配されます。

埼玉県程度の人口です。スエーデンは800万人、首都ストックホルムは60万人です。ノールウエーは400万人、首都オスロは40万人で宇都宮市より少ない。スエーデンは800万人のうち自営業が少なく公務員が多いそうです。

日本の年金受給者は3400万人、社会保障費は7兆円、スエーデンは5800億円で日本の7%の予算規模です。大型タンカーと釣り船ほどの差があります。

参考にされるのは良いとしても国情も参考にすべきです。
これほどの小国でも与野党協議に8年を要しているのです。
ちなみに、北欧3国の消費税はいずれも25%でした。

年金一元化の民主党案を見て驚きました。本則17条のA4版4ページの簡単な法案で明確な数字は2つのみ、改革の時期の「平成20年度末まで」と被保険者を定義する「20歳」という記述のみのみで具体的な数字が一切ありません。ですから「給付水準をどうするのか」「負担水準はどうか」さらには障害年金、遺族年金の取扱など重要な事項も一切書いてない。

更に「支給要件が書いてない、何年かけたら満たすのか、それとも死ぬまで負担するのか?」、これでは法案の素案とも言えない驚くべきものです。

国会の質疑を聞いていましたが、提案者は「平成20年度までに国会でよく議論して結論を得る。」としか答えられない。これでは今後5年間何もしないで年金財政はさらに悪化し後代にツケをまわすことになります。

これでは選挙目当てのごまかし法案と言わざる得ません。

昨年自民、民主、公明、三党合意では2007年3月までに社会保障の一体的見直しを行うありますが、その後超党派ですめるべき作業は1年1か月放置されたました。

5年内に成績を得ると言うならば1年1月も放置する時間がないのです。

今回、ようやく三党合意に従って年金改革合同会議に参加したが、^{午後4時}6月6日早くも会議から離脱を示唆する発言が出ました。

同党の川端幹事長は6月5日全国幹事長、選挙責任者会議で会議からの離脱を発言、小沢副代表も合同会議の早期打ち切りを主張していると言われます。

スエーデンを参考にするならば与野党で政争を離れて途中政権交代をはさんで8年も要して作ったスエーデンの努力を参考にすべきです。

民主党は、目先の駆け引きを優先して議論にすら手をつけようとしない。

年金は政争の具にすべきではありません。

注、民主党年金一元化法案、社会保障費はインターネットから

平成18年6月30日

(年金机、(県検査委員会の文書。)

(名義)会 あて

初夏の候、皆様には地に落ちた年金制度の信頼回復のためのご尽力ご苦労様です。

私は、社会保険庁の地方組織、県保険課、一時は社会保険事務所長を経て地元NO、2主幹として府から着任する保険課長を支え激越な組合運動に対処して36年間の社会保険の職務を終わりました。

この度、旧職員を含めて意見を求めるを見ましたので、参考になればと申し上げる次第です。思いつくままに箇条書きとしました。

1、事業主は、従業員を雇った場合、その日をもって、健康保険、厚生年金保険の資格取得届を提出しなければなりません。

この場合、役所としては届けの真否を確認せず、事業主を信じて、健保証、年金手帳の交付を致します。

この場合、事業主として次ぎのような事態が見られます。(一部)

2、試用期間(違法)としてとどけを送らせる。または愚質な場合は病気になってから届けをだす。(健康保険と厚生年金は同時適用) または、報酬月額を低く届ける。

届を調査してから処理することは膨大な量で対処できないと、健保証はその日から必要なものであるからです。

このため、事業主からの届けは正しいものとして処理致します。

後日、社会保険調査官が事後調査を行います。また、会計検査院が一部調査を行いますが一部です。・

期間が短いものは期間を認めるという認定基準は世論に迎合し事業主責任(不正)を放棄しだきな問題であると存じます。 事業主と被用者の私法上の問題ではないでしょうか

3、本来、年金手帳は最初に交付された番号で、転職した場合も1枚ですませるべきところ何枚も所有しているのは、転職を隠す意図がある者が多い。

一人で14枚も年金手帳を交付を受けている例がある。

また、離婚歴、前の会社でトラブルで転職した等前歴を隠すため新たに年金手帳を受けてしまう。

4、結婚して姓が変わったが届けていない。

5、照会したが、転居先不明で戻り照合できない。(85万件)

6、犯罪を犯し他県で偽名で資格を得ている

7、企業が節税対策で架空の人物をとどけていた。

8、生年月日についても、若い方が採用されやすい。また、採用条件としての年齢制限を逃れるため若く届ける。

氏名、生年月日等の誤りをすべて社保庁のミスと報道されるのは怒りのやり場がありません。

9、脱退手当金について

今はおりませんが、当時は支給を受けることは、みんなが受けるから私もと。

細切れの期間でも将来のためにと長期の計画を考える人が多かったでしょうが。

二年後には、社会保険事務所は日本年金機関となり、民間組織となります。

職員は、27869人(アルバイトを含む)
から一万四千四百七十人(※3700人を含む)
に削減され多くの業務は民間委託されます。
職場の解体が始まります。

現在、国民年金の保険料の督促を派遣会社が落札し、電話督促のため、オレオレ詐欺と間違われることもあるそうです。

問題は、政府が年金相談業務も民間委託するとしていることです。

年金相談は、現行法のみでは対応できません
六十年もの期間の改正の経過の理解が必要です。
十年、二十年という経験が必要です。年金法のみではありません。

たとえば、叔父と姪の内縁関係の遺族年金の請求があつたとします。

この場合、民法の近親婚の制限にまで、深い洞察力が必要になります。
相談には端末機が必要で、北欧を参考にプログラマーを守るために相談者一人ごとに遮蔽されています。

派遣会社が低廉で落札し公務員のように守秘義務が守られるでしょうか心配です。
諸外国はすべて国営でした。

退職時に事業主が退職金と併せて支給するかたも珍しいことではなかったようです。

厚生年金保険だけではありません。

私の近くですが。以前、[REDACTED]があり2千数百人の従業員の内大半が女性でした。

夫婦共稼ぎも多く、女性は結婚すると19年11月で退職するのが大半でした。

何故か、[REDACTED]で20年になると年金となるため、一月前に退職し一時金を受給して住宅をたてるための資金の一部にしましたのです。

今になって、後悔しています。殆ど老朽化し建て替えてあります。

私も若い時、窓口で脱退手当金の受給を求めてきた女性で期間が17年ありました。勿体ないので年金に繋げるよう説得しましたが。

私に意図で決めたことといわれ支給手続きをとりましたが。70万円余と記憶しています。

ある有名企業の社会保険委員（二〇名以上の企業に知事が任命）が「女子社員の退職時、受領委任状をとり脱退手当金を退職金に上乗せして支給、さすがよい企業と喜んでいる」と聞いたことがある。そんなことはしてはいけない。

「必ず、将来恨まれます」と警告したものでした。

10、夫が国民年金に加入し妻は加入しない例は珍しくありません。

かつて、国民年金は、夫が亡くなった時、妻が年金に加入しないと母子年金が出来なかった、未納世帯の徵収にあつたて、せめて奥さんも加入しほうがよいと説得したものでした。

いちがいに、夫が納付しているからと、妻も払ったはずと位置づけるのは正しくないと存じます。

11、オンラインシステムへの入力ミス

以前資格を取る時届けに氏名のフリガナ欄がなかったため後日、電子化に際し担当者が考えられるフリガナで入力した。しかし、これは、年金申請時に本人に経緯を聽きながら統合することが可能ですが、システムの不備であった事はまぬがれません。

世情、記録問題が発生したとき、年金申請主義が問題で、国がすべてを行い、申請を行わなくとも支給をすべきというメディアの意見がありました。その人の動静を例えれば結婚をしているか何処に住んでいるか、追跡しなければならず、警察官が犯人が犯罪を犯さないか、付いて歩くに等しく実現不可能で、諸外国で申請主義を採用している国はありません

平成19年7月17日

記録問題について。友人へ質問を教いたが、それが回答化内容です。

年金記録問題について

平成21年7月15日

厚生年金保険の前身、労働者年金保険（ブルーカラー対象）の誕生は、昭和17年1月1日ですが、昭和19年6月1日に厚生年金保険（全労働者対象）となり飛躍的に拡大されました。

法整備の理由は、當時台頭した労働運動に対処した施策と言われましたが、昭和17年1月1日は太平洋戦争の開戦からわずか23日目でした。

ここには、戦費調達の大きな理由があったのです。

年金給付の始まるのは40年も先の話でその時はその時である。事実、ヒットラーは年金でアウトバーン網を作ったのでした。ドイツの作戦を取り入れたのです。

日本でも、當時占領軍に道路でなく道路予定地といわれた道を世界最高水準の高速道路網を年金財源で完成させました。

このように、年金財源は潤む一方でしたが、各界から、政治家、労働界が要望がだされ、グリンピア11カ所は厚生大臣OBの地、労働界からの要望には住宅融資などがあげられました。

グリンピアは論外ですが、各種保養施設、厚生年金病院（労災患者の義肢の草分け、高い技術、整形外科の権威）文化施設、厚生年金会館等は庶民に喜ばれたと思います。

東京厚生年金会館の音響環境は世界の芸術家から絶賛されました。

札幌厚生年金会館は札幌オリンピックの中心施設として、各國要人も迎え、この施設がなかったら、オリンピックは開けなかつとも言われました。

しかし、これらはすべて売却の予定です。札幌市民、芸術家等の15万人の売却を止めてという嘆願書もむなしく。

前置きがながくなりましたが、年金制度もそのうち、発足から十数年経過し、抗内夫は15年で年金が支給されるためボツボツ申請が出てくるようになりました。

私は昭和23年に県の保険課（社会保険庁）のアルバイトではいました。

着るものもなく、進駐軍の服で勤務しました。仕事は年金加入者のカードを生年月日順に並べ替える仕事で、台帳は戦災による消失を避けるため各県に疎開していたものです。

この当時、既に勤めをかえる度に被保険者証を重複して支給を受けていた人の加入記録を統合する必要があったからです。

年金記録の問題の原因

1、前段の経過説明のように、実際の支給は先のことでの給付申請があった時に良く調べて支給すれば良いことでとかまえていた。

歐米はすでに、この時期、成熟期を迎えて、国民統一登録番号、社会保障番号を導入し生涯1番号で通し記録問題のみでなく所得も同時に把握していた。

国によっては、年金加入しなければ、選挙権や、運転免許証も交付しない。(北欧)

ドイツでは、健保、年金に加入させない事業主にたいして、防弾チョッキに拳銃で武装した職員が數名でのりこんで従業員から聞き取りを行っている。

厚生省でも、手をこまねいていた訳ではなく総背番号、社会保障番号を提案していたがプライバシー問題から一頃だにされなかった。

社会保障番号と住民基本台帳とを統合したシステムをつくれば解決される。

民主党のマニフェストにのっていますが、実現は中々大変と思ひなす。

ドイツは、総背番号を実施したが最近とりやめた。

2、我が国でも遅ればせながら平成9年4月1日基礎年金番号制度を導入し、年金番号の重複の統合をはじめた。

全加入者に及ぼしたが、5000万件が宙に浮いた。民主党、をはじめマスコミも消えた年金とと喧伝しておりますが、回答がない、未着83万件、結婚して改名、生年月日を虚偽記載、採用条件に合わせた等、たとえば 吉川さんのお名前はよくある名ですと、検索すると恐らく何百人と同姓同名が出るでしょう、生年月日1日違っても統合出来ません。

前記のように、総背番号、または

社会保障番号と住民基本台帳をあわせたシステムを作らないと、記録問題の解決は無理です。 (大前研一氏談参照)

3、記録問題で職員が被保険者の報酬を下げ改ざんしたとされる問題

この問題の調査委員の元検事 郷原信郎氏の「日本社会を覆う閉塞感の正体」

参照

職員が改ざんしたとされる正体は調査の結果、小規模事業所(2,3人)の事業主による届書によるものであった。

4、消えた年金といわれる記録の審査機関

労務省第三者委員会 会長の考え方

「年金被害者を見殺す 小沢民主」参照 Will 2009.5月号

5、手書き台帳を電算化する際、多くのアルバイトを雇い入力する際、漢字の名前をカタカナで入力させましたが、読みがわからずアルバイトの判断で入力させましたが、これも混乱につつですが、今、社会保険事務所の窓口では、本人も交えあらゆる、読みで検索しますので心配要りません。

平成21年7月16日

まだ、いろいろ書きたいのですが、コピーも参照ください。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

とくにない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

□□□□□

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

□□□□□

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方・府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本・庁)		
a. 本・庁部長級以上		
b. 本・庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本・庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本・庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本・庁か地方・府かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は全く気がしていません。
退職後 新聞等報道で気が付いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	本庁 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

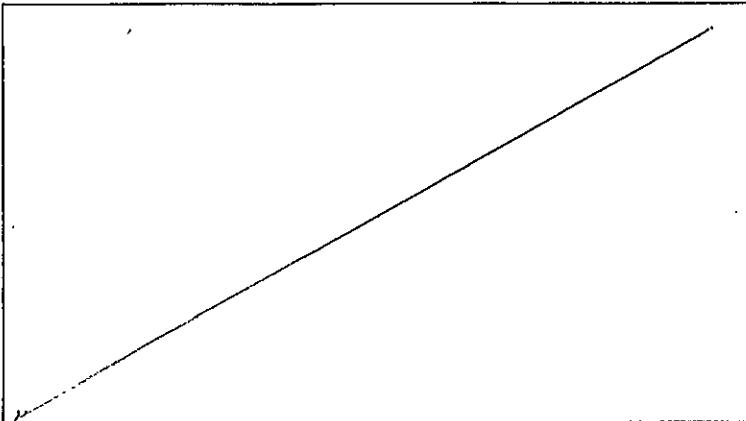
(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票②

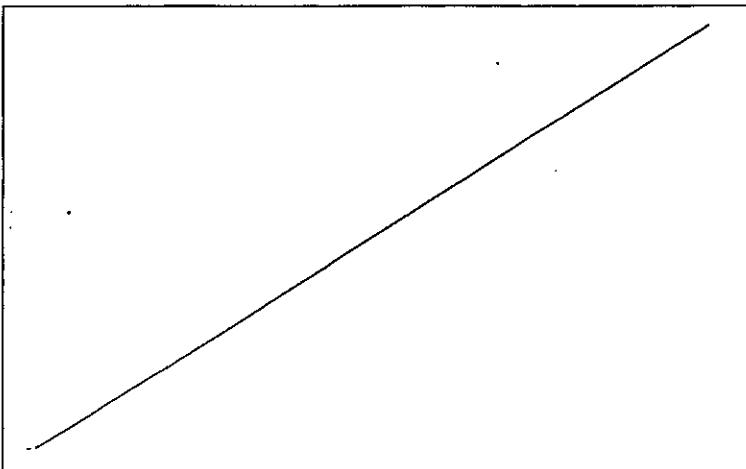
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本 庁 <input checked="" type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後20年余を経過している現在、当該問題については、テレビ
新聞報道などで、結構色々な方策で取り上げてもらっている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は主として老後の所得保障である「年金額」の算出基礎であると長期的に管理を要すため、その記録や給付的確に整理されることは絶対必要だといえ、今日の当該問題が生じたう、これが進行に努めていた。

また、在籍中に引きついで、当該問題の存在は承知しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

年金記録はすべて的確に整理する二つが絶対条件ですが、特に標準報酬の紙台帳を入力し、補助計算(賃金計算)に必要な二つが取りあつたので、それを定期的業務内容の重要な点と見て的確な帳簿整理を行なうことに努めました。
次いで同一被保険者の数次に亘る保険料の入り、
被保険者一人あたり整理簿にて努力を重ねました。

* 年金記録をコンピュータに収録した後、短期間に
大量の複合帳の記録を一覧表に転記させ
進歩させた二つが物理的に整理されたか?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多量の記録、や長期間にわたりて保存
するので清算方式に事務処理が変わ
ると非常に良いと感じた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本 庁 <input checked="" type="checkbox"/>	地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録についての問題を記入する欄。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題に対する方策を記入する欄。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金受給請求権と年金相談権、社会保険事務所窓口に年金受給請求権があるから、私が他の古事記と尋ねながらの説明の期間を記録しておいた。2010年、被扶養者扶助等は、年金額に影響を及ぼすことになりかねないとの説明は、常に業務の正確性と透明性を取組にしておいたところです。
内閣府の百万人以下、2スコニ等の報道がいつ、平成15年頃と記憶しております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

窓口で親切な対応。業務外でもダブルチェック。
どちらかで行ってきました。
改善点として、記録問題は1つも漏れずおはがきにて
あり。各市町村へコミュニケーションの不足と、窓口の誤解
(誤会の誤解)
(誤解の誤解)
に対する理解の増進を希望していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	① 退職者		
所属	本・府	① 地方庁		
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。			
(本庁)				
a. 本庁部長級以上				
b. 本庁課長・室長・企画官級以上				
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上				
d. その他(本庁)				
(地方社会保険事務局)				
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課				
e. 事務局長 *平成11年度までは課長				
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹				
g. 事務局課長補佐・係長級以上				
h. その他(事務局)				
(社会保険事務所)				
① 事務所長				
j. 事務所課長級以上				
k. その他(事務所)				

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持れんじ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に意見はありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

い

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は皆ねなし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞かかかることはしないが、全市町村の被保険者台帳や事業者の従業員まで全てに業務センターを全てを運営のうえ、本人又は事業所まで連絡する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

-個人年金記録は、行政や責任者へ正確な情報を
管理すべきものであり、このような事態で何かしらに
重大な変化があるときに認識している。
-年金記録問題が浮上した18年頃までは、若干の
未統合記録のありることは認めていたものの、これは
ビック数の未統合、未入力記録であったことに驚
いていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、本人への年金番号照会の回答促進を図る
以外考えられなかった。
しかし、年金記録からコンピュータ記録への切替
の際に、未統合の未記入の差額を徹底する中で
基礎年金番号付箇所の未統合記録への解消に立ち
積極的な取組みの一歩手であつたと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で実施している方法で良いと思料します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個々の被保険者の年金記録は非常に大切なものと
認識していました。

各種報道等により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

誠実に取扱いを遂行しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今取り組んでおられる「ふれあん特割便」等の
既会員登録を引き続き徹底に行うほか無いか
ではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中はこのような問題があることは
しりませんでした。
この問題の内容は運動後、マスコミ発表で
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金は市町村、政令、組合、厚生基金等々
官僚組織を介していき、うえに年金制度自体も
複雑すぎる。(制度自体をシンプルにするなどして
事務を掌る部門もシンプルにはっていくべきではない
だとか。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持山ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人に当回事り事情(期間)を照合し、各自に手帳開示で整合性を取れる以外でない見出されます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正式な届出書もしくは処理が会社も本人も了解のうえ
の考え方で該当問題があなたに見えたから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一定の制度入の説明はして頂いたと覚えてる。
しかし、本人(会社の担当者への制度の理解度から)
十分でなく思われる。時間でかけた説明は
個別における取組の不足があつたかと
思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		
以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今は基礎年金番号により届が行わるがそれだけ、
勤務先が変わった時に新たに年金番号を受けていた
がいる。その時は将来年金を支給する時に
今までの記録を整理統合すれば良いと思っていた。
企業にあっても、その時は従業員の年金番号について
確認もせず、新たに年金番号を受けていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① 国民年金 各市町村の納付記録(特に紙台帳)と
社保オンライン記録及び特殊台帳との
統合
- ② 厚生年金保険 紙台帳(マイクロフィルム)とオンライン
記録との統合
- ③ 標準報酬下げ…一般従業員であれば、無条件で元
の報酬額に戻す
役員、特に大義取締役については、
モラルハザードの観点から認めない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・地方府にいた取扱いでは、業務センターに連絡するだけであり、その後の処理がどのように行われているかは、知らない部分であるため、「現在の状態になると感じていた」。
- ・問題が存在することを知ったのは、報道を聞いてからであり、報道当初においても、それだけの件数があること事態理解することができなかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金保険については、業務手続き上における制度の不備があつたことが大きいとしらえている。
例) 厚生年金保険の加入履歴にあわせり入者が、生年月日及び氏名を偽って届けている。また、勤務先を変えるたび新しく年金番号を受けている。こういった場合本人が、こうした履歴を覚えていない限り、年金支給に結びつかない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当なし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

該当なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		
以下のなかから該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務所における審査処理体験から

1. 資格取得届受理段階で、氏名、生年月日の適正確認が出来ない
まゝ記録を登録し届出通りの被保険者証を発行してしまつた
まゝ、その後の訂正処理が出来ていない。
2. 資格取得者の既発行厚生年金保険被保険者証が提示
されず、新規資格取得者扱いとよつてまで重複整理手続きのされないまゝ同一者である者が別人扱いとなっている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

喚起をしていたゞける呼び掛けを根気強く実施に行く。
事例を示して、注意を促す広報をして行く。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の人々の適正な記録管理は、将来の年金給付における重要な基礎資料に資するものであり、業務と任務の重要性は良く認識をしておりました。

被保険者資格期間照会の業務を担当^{して}(昭和53年頃)あたりから年金に対する関心が高まり、期間照会結果回答に対する疑問が寄せられる様になって、再回答のための調査に忙殺されると至りました。

再照会にあたっては、ご本人側に確定たる記憶及び手掛りに足る証拠書類の手持ちを示していただけず、未解決のまゝになったケースが相当数ありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

当時は全てが手作業であり、旧事業所台帳、保管原票の確認を経た後、業務センターへの照会上申となり、一度の回答でご本人が期間に納得していただけなかった場合は、その後の調査活動は、ヒントとなる記憶の聴取等に苦難が伴なっていました。

現時点での反省面としましては、

ハ、広報活動の強化と適正化を促進させたかった。

(事業主、人事担当者、被保険者本人別々の目的を得て周知・対応に即した広報を繰り返し理解を深めるべきであつた。)

ヌ、オンライン機械化の歩みをもう少し早めていたべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a.	本庁部長級以上	
b.	本庁課長・室長・企画官級以上	
c.	本庁課長補佐・係長・主査級以上	
d.	その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e.	事務局長	*平成11年度までは課長
f.	事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
g.	事務局課長補佐・係長級以上	
h.	その他(事務局)	
(社会保険事務所)		
i.	事務所長	
j.	事務所課長級以上	
k.	その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

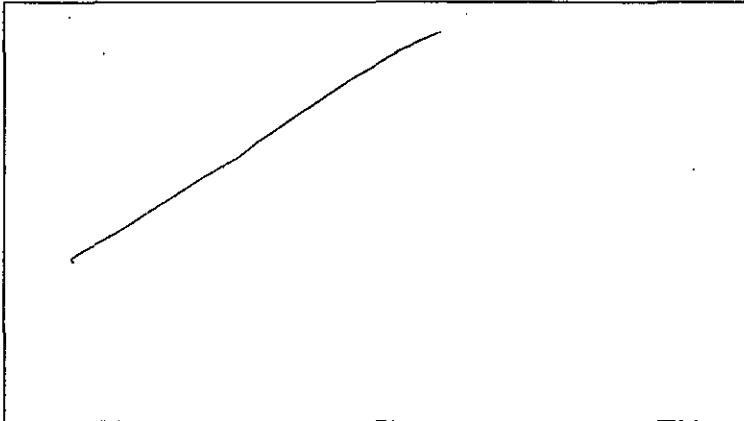
既に、年金の不一致による年金記録については、既に地元の年金事務所に相談した
方に多数ある。
これは、諸事情により年金を偽り返るも偽り、就職したところ、他人には偽り
ないための保身の必要から起きたもの。この点を解消については統合
は難しいと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

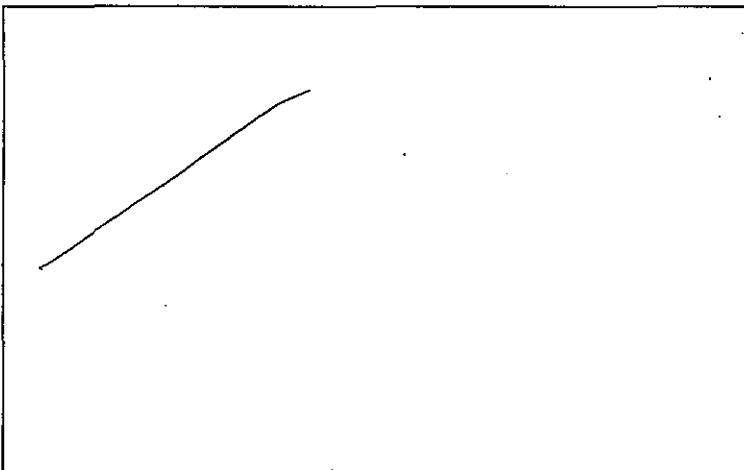
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者		
所属	本庁	地方庁		
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。			
(本庁)				
a. 本庁部長級以上				
b. 本庁課長・室長・企画官級以上				
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上				
d. その他(本庁)				
(地方社会保険事務局)				
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課				
e. 事務局長 *平成11年度までは課長				
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹				
g. 事務局課長補佐・係長級以上				
h. その他(事務局)				
(社会保険事務所)				
i. 事務所長				
j. 事務所課長級以上				
k. その他(事務所)				

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和36年度年金記録は、本庁と地方庁で(アルバイトも多數)統一化された。

正確性については、自給でもって行っておりましたが、そのため一部ではあとかなり誤差があると指摘されています。改正された後は、最大の弊害が実施してからのことであるから、加減りやついたわけではない。(アーバン化には不適をもつ)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人の年金記録については、何度も複数回の整理で統一された記録は多數あるが、しかし、被保険者が別の年齢で生存年月で申請している割合も度々見えていたので十分の改善はしていないかもしれません。

現時点での対応策は、多寡ありますから、年齢別側の危機でのミスは避けようと思う。現在やるべき方法は、本人の記録で時間を作りて会合にしてもらう。原則的には、年齢別記録の未加入など過去のもので、国民年金の記録の複数は高いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

田舎の元気を初めと並んで、毎日金を
社会保険の会員登録をしていました。そこで
私は少しだけでも何かしら年金もしくは年金保険の
被保険者(市町村を通じて)には何時何刻は
金を保管するよう指揮していかなければ
いけない。これが年金保険のもの
不使用、不削除もあり財産の制約もあつた
がまおはのうを立ち止まなく見て。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるお考えですか。

国民年金の元気もたれており、国会議員等
をはじめとして本報酬を入出金で、不完全な
算式があつたとしても、その時東京では最も正
しくしたつもりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本 庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

な レ

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

な レ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下のなかから該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

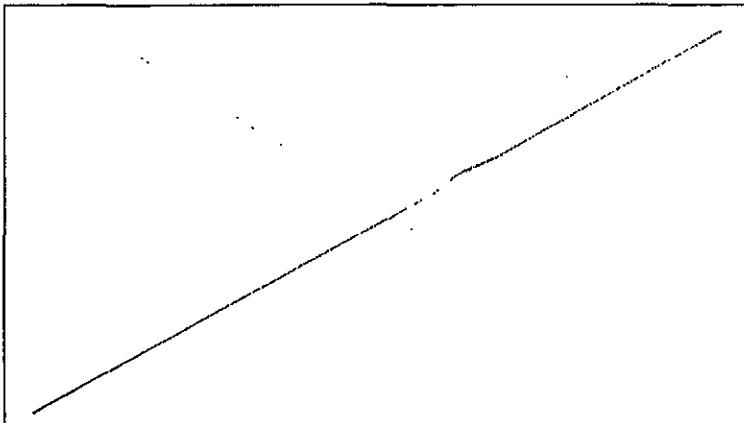
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

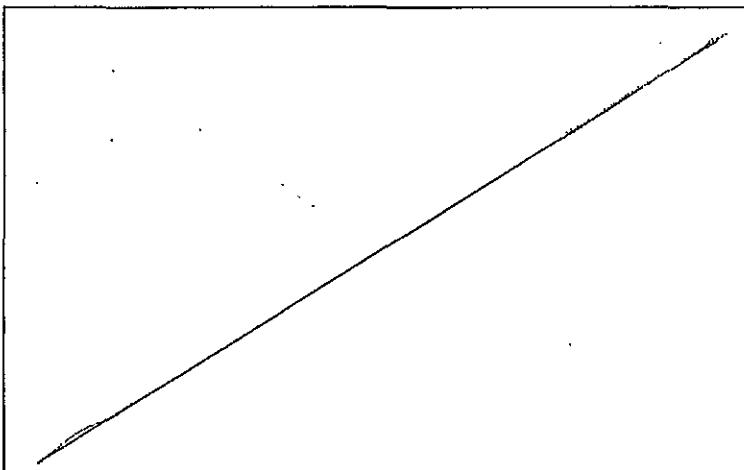
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生労働大臣指示どおりにする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の
・年金請求時に最終確認をしているため認識はなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別にあります

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下のなかから該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 g. 平成11年度までは主幹		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 事業主の届出誤り 従業員の希望による届出、採用しても試み期間をもつて即加入させない等により加入期間の相違がある。
- 加入者の責任 説明等により 勘定期間と加入期間の相違がある。
- 国民年金の納付記録 市町村(本庁・支所・出張所)から地方庁へ報告記録の中で 納付記録・勘定もとにあたしかれ思われる。
- 一般に知らない問題は承知していません
現職時、取扱説から相談をされたことはありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 所生年金の加入期間・国民年金の納付記録期間の相違は、加入者・取扱説の中止相談の実態を認め判断し、中止を認めたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・現職時、事業主、市町村職員等に正確な記録の大切さと、適正な書類処理を行なう、指導(個別相談・会議・調査等)を実施しました。(当然、態度は満足でしたが)。
問題の認識はしていませんでした。
- ・問題が存在することを知ったのは、最近の新聞・テレビの報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・問題点
 - ・該当帳から電子化への切替準備処理体制の不備と思われる。
 - ・本府での事務処理の状況・実態は、地方府では判りませんでした。
 - ・基礎年金時の切替事務は、退職(平成4年3月末)後ではございません。
 - ・社会保険制度の廃止は、健保(医療)が主で、年金の廃止は60歳前後から持ち出しているのが現実です。
 - ・若い時期・初度加入時期からの周知徹底が必要と思われます。
 - ・年金手帳・健保証を一本化することも今後考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、「地方庁・社会保険事務所」と「オンライン業務室」との間で記録照会が行なわれていたので全て整理がされていましたと思っていました。
オンライン業務室において未処理だったとは、地方での努力が何にもならなかつたことが残念です。このようなことがあったことが民主党の追跡で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方では十分に対応していませんと思っていますので全ての責任は「オンライン業務室」にあります。
地方に迷惑がかかって現在の職員が悪いです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

18レ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

専門知識。
専門家と一緒に議論して、解決策を検討する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後で発生した問題です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方・府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本・庁)		
a. 本・庁部長級以上		
b. 本・庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本・庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本・庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本・庁か地方・府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビ、新聞等で報道されて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分かりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

経験なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

経験なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題などが、おこることなど
予想などできなかった。
最近の報導関係で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題が起きたことは、
中央と地方の事務処理の一体化
が弱かつたことではないかと考
えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/>
所属	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります。

1. 年金記録を複数枚ある場合、どの年金記録をもっていいのかが分かりません。年金記録を複数枚持つ場合、どの年金記録をもっていいのかが分かりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長期にわたり放置された結果、
これは、一切の事業まと一部の職員がこうなってしまったので、それを解消するため特に方策はないかと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このよろなこにまらないよう注意してい
たつもりですが事故に合った方々に
申し訳ないと思えます

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

年金記録にかかる事項が未だよく
知らない事項が多くて人の職業
がどうなっているせんじたる事
業者にかかる事項もまだ多く
知らない事項が多くあります

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していよいよ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

角谷ひりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

どのような問題が存在することは
認識していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局) <i>係員等</i>		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- ① *厚生年金公表法以前は算率で常識化していました。
この算率は又はいかにも思われる所で、何が部分の算率(算率)
が見当たぬものが複数あります。*
- ② *同一の被保険者に対して同一の算率を適用した事例
があり、他の被保険者と同様の算率によって別の算率が付
されています。*

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① *については、この算率は不公平な点に問題があると指摘されています。
修正してほしいです。*
- ② *については、当該算率を有する者が請求した結果、
取扱いの確立をめぐらしが、該算率をひいて
算率をさすを待たいと考えています。*

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、年金の支給額が年々増加するに不向きの
ものと認識していました。年金支給の基礎となることを含む
(2点付け)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 「さん孔タイプライター」処理した国民年金の資格・納付記録を「紙テープ」で社会保険庁業務センターに送達していた頃の「事故分」(穴の不良による読み取り不能等)で、社会保険事務所に返戻されてこなかった分が多数あったのではないか…と思われる。
(オンラインに移行した際に紙台帳と不一致になった多数記録がある?)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 自分の年金加入期間について不審に思っている人を社会保険事務所に呼び出しうるか、職員が自宅・市町村役場に出向いて「個人面接」により、過去の加入期間を再確認すれば良いと思われる。
- 現在、実施中だと思いますが、なかなか出向いてくれるのが現状であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 国民年金の保険料督促納付実施の際には、無年金になると思われる被保険者の他の年金加入期間を確認して(聞き取り調査)、不足する月分の保険料納付を指導し、年金受給に結びつけるよう市町村と協議して実施してきた。
- 市町村の国民年金事務の電算処理への移行の際には、市町村の被保険者名簿との資格・納付記録突合等により資格・納付記録の確認・整備を実施するなど行っていたが、加入期間等の改ざんについて、考えたことがなかった。
- 報道されて、はじめて知った。
報道の内容を見て、こんな手法があったのかーーと、思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのに対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 保険料未納者を解消して検認率を向上させ、併せて「年金受給権の確保」を図るため、「都市対策の実施」など市町村を指導し、広報の実施、集合徴収・年金相談等を行ってきた。
- 年金不審になってしまったが、年金に感謝している住民が多い。
- 記録の不備などは改めれば良いのですから、それを悪い面ばかりに取り上げすぎているように思われます。
- 年金制度が今後も「積立方式」で行くのなら、「保険料の納付」の重要性をもっと周知してほしいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれている方策をよりと想ひます。現状的には、裁決請求時にみける対応により解決されるものと考でります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録や問題件数報けられると1000件もあるということに
気が付いた。在職中は年金記録は正しい
ものと信じており窓口においてもそのような対応をしてお
りました。

新聞報道があるまじめな記述を見ました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

従来厚生労働省の整備は中間通達で処理されしており、
事故リストにより補正されていませんでしたが、オンライン完結
全件通達し社保庁でベンチ入力された状況です。
端末脱線があったのは何とかと思っています。
地方において脱線があったとは考えられません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶に至くお答えするに至りません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 平成11年3月退所時保険業主幹 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、本件からの被保険者記録等の事故リストの
補正依頼が行なわれてましたが、これは、将来年金を受け取る
場合は、本人が裁定請求する立て前になつてあり、その後
職場書を添付することにより、被保険者期間等が必ずしも
確認できるものと認識してました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にあはせん

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者		
所属	本 庁	地方庁		
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。			
(本庁)				
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)				
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課				
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)				
(社会保険事務所)				
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)				

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・社会保険庁(局)にて、二の事象発生の経過をキチ
ト説明のうえ謝罪するべき(NHKテレビ等で)。
・一昨年以来のねんさん指針便箋の対応によっては、解
決したと思われる。(最後の件まで絶対無理)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金記録問題が存在することを知り下りた。
- テレビ、ニュース等で年金問題

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

- 出来事範囲での唯一線現場(希望所窓口対応等)対応
- 世界に誇る社会保障のオンラインシステムというふれこみで切替が始まった訳ですが、各個人の記録を全て数々に置き換えての業務だったと思ひます。
=不完全未統合記録でどの時もやさなかつた=

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

たゞ、地方で働く職員、市町村の職員が本当に渡り
まじめに策を上げておなことを忘れてはならないと思う。
これらが全て否定されているようひ言ふに残念でなりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いくつひとつ丁寧に対応していくことが一番と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録のリストの処理が十分でないが、たと思う。将来的に年金受給への大切な記録であることに改めて認識に欠けていた。
昭和48年頃、ある。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は一般取扱いからかなり業務命令は使っていましたが、この問題が大きく取り上げられた平成18年頃は、年金記録等は徹底して対応を考えた。

市町村が行なっている国民年金業務を社保府が国に喰い上げて取扱の専門の地方移管を阻止したこと、又その社保府と地方の隔りがこのような問題を生む原因に思えたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○知りません

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○知りません
問題の内容が不明です

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に年金記録問題の存在を認識していませんでした。
退職後マスコミで知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

問題意識が芽生えないので対応せず
記録が整合しないのは、女性の退職金の割合が30%
脱退手当金とか、強制労働者の朝鮮人が労働者
年金制度時代の產物と思案しています
そのため記録の整合処理が手込みが可能で
ないが、従事しないと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人の記録は、本人に確認を得なければ解決できません
と思ふため、いかに面談できるかと思います。
したがって、現行の年金記録、年金記録を実施している
状況を人々に周知すべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

毎年保険料の記録管理は、市町村、社保といふ台帳を
管理し、毎年1回全ての台帳を市町村と共に保有で照合
していくのでこのような問題が生じるとは思ってませんでした
また、台帳即ち賃貸でも登記したものは台帳と
統合で行なっていましたので完全と思われます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未納者に付与された納入督促状況記録(未納者カード)
を永久保存すべく思いました。
未納者には、台帳の他に未納者カードを毎年作成され
そのカードに納入督促状況(納付書発行、何別種集金用
指名、面談用語等)の記録が記入されれば、モリカリます
本人の申立との比較などには参考になりますと
思いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保险事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納付帳とオンライン記録の対応して
氏名・生年月日・取得年月日の届けか事実と
相違して記録が相当数あると思わ
れるので、専門家へ特別便で送付を行ない
回答をもつて解決に向う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

古い記録は転職の都度、年金手帳を
取得し、代名、生年月日がどの度相違して
い日事例が多數見つけられた。
年金手帳登録取消し処理の時や年金裁定時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主に対して正しい届け出すよう指導か
なりつけられていない。
又、オンライン導入後、入力事項のチェック
体制に問題があると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

お問い合わせ人。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あらゆる可能性を考慮しながら、1件1件照会していくしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

初輩な就職の状況で社会保険の事務など
で何か問い合わせた結果だと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場の声を中心で直接聞けるよれなりといふは
いかでし思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
(f) 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

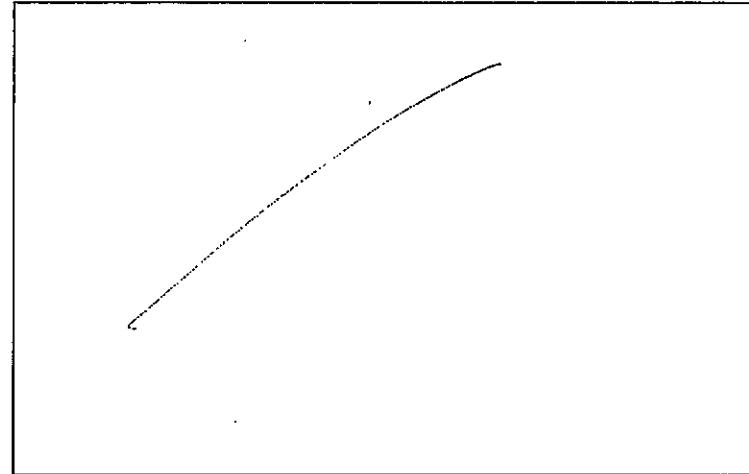
(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

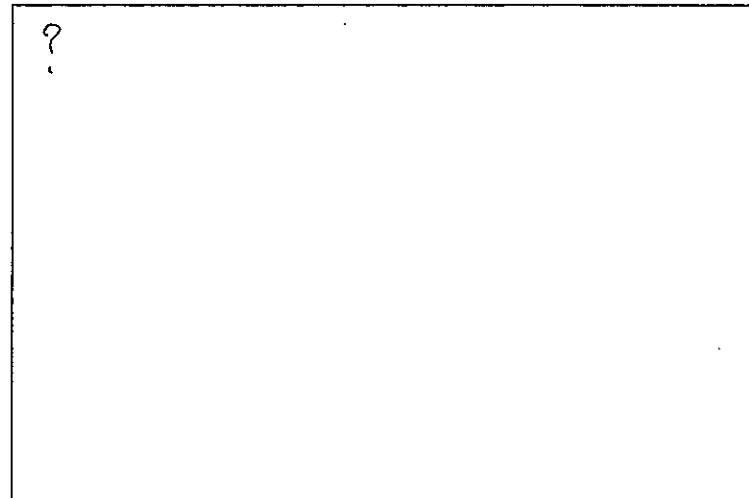
この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

?



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度発足後年に渡る法律改正、記録管理制度の変更に伴う切替え業務時に個人不送から発生したのが何時頃か!

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録(日比根記録)の早期の統合による整理改並

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありますし、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

消えかねないと言われていて過去の年金記録は、消えたのがどうか、別番号で管理されているかどちらか報革してもらうこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 年金手帳の大切さを認識している。(20代後半あたり)有り難い。
・ 前から認識している。實際、年金相談の際に記録問題が挙げられる。
・ 年金手帳の再交付は、担当課に大変な負担となる。
- ・ 基礎年金番号導入時の過去記録の統合が未だに終わらず
反応が少ないなどから前例の業務に記録問題が発生
以前から相談コーナー/申及在りの処理時間が掛かる
原因と思っている現状を感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 記録が消された後に相談にこられたオルケ、制度の「史
年金記録の管理办法」として説明し、記録が消されている
のではなく別番号で管理されていることを説明した。
 - ・ これに対する「消えた年金記録(100件)」について
ネガティブキャンペーンを行なわれたことを説明した。
- 年金はいつの時代も“政争の具”
以上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

周知してあるので現状で良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録これ(未統合)の方には気の毒であるが、
年金請求の時に自分の記録を思ひだせなる。
つたことは自業自得である。
宿に浮いて 5000 万件の報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

統合するように努力した。
社会保険庁(行動センター)の記録が杜撰であつたことは弁解のしようがない。今後はこのようないじめが二度と起きないようになると。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

予算をつけてもらい、人海戦術で早期に解決する以外にないと思います。

・社保以外の市町村、労働省、健保組合等の記録との対応も有効と感じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 報告によれば被保険者の老後を左右する重要な問題と認識していました。
- ・ 昨年、特別便の頃と思ひます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

- ・ 他の業種と比べて、優先的に対応し処理するよう、心掛けました。
- ・ もっと早期にこの問題に気付いていれば、現在の状況は変わっていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1よし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的対応策は見当つかず、現在行なっている
作業を積み重ねていくしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号が基礎年金番号に統一された時に、相当数の
記録が統一されずにはしまっておりと記憶している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご本人様等からの問い合わせに、1件々丁寧に対応していく。

ご協力、ありがとうございました。